

## 神奈川県労働局職員【任期付任用職員】募集要項

令和2年度第二次補正予算において、新型コロナウイルス感染症により、経済活動が急速に縮小する中、国民の雇用を守り抜くために、都道府県労働局等の人員・組織体制の抜本的充実・強化が盛り込まれたことを受け、助成金や雇用保険等に関連する業務に携わる方を募集します。

### 1 職種

神奈川県労働局の任期を定めた常勤職員

※下記「5 採用方法」のとおり、任期に定めがあります

### 2 業務内容

神奈川県労働局における、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給業務及びその他関連する業務（雇用調整助成金含む）

### 3 募集人員

1名

### 4 応募資格

○以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の2（定年による退職）に該当する方（採用予定日において満60歳に達している方）

### 5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づく任期を定め

た常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和3年3月末日までとなります。

6 採用日

令和2年9月1日（火）を予定しています。

7 勤務地

神奈川県新型コロナウイルス感染症対応休業支援金事務センター  
横浜市西区北幸1-11-5 横浜STビル 4階

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

<論文の課題>（800文字程度）

「雇用調整助成金にかかる新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置について述べよ（主旨・目的、支給対象者、その他の事項）」

※提出様式は任意とします。

(3) 応募先

(1)及び(2)については、1つの封筒に同封し、神奈川県労働局総務部総務

課人事第二係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

なお、雇用保険を受給している方は必ずハローワークの紹介を受けてください

#### 11 応募期限

令和2年8月11日（火）

応募書類は当日必着（持参の場合は当日17：00まで）とします。

#### 12 選考方法

##### 【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

随時

通過したか否かに関わらず全員に連絡します。

##### 【第2次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和2年8月13日（木）で実施します。

（時間及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

令和2年8月21日（金）又は24日（月）予定

可否にかかわらず全員に連絡します。

#### 13 応募等に関する照会先

神奈川労働局総務部総務課人事第二係

住所 〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎8階

電話 045-211-7350（代表）

(別紙)

### 給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経歴等が考慮されます（16万円～35万円程度。一般的な例）。

年齢	経験年数	調整対象年数	級号俸	俸給月額
22歳	4年	3.2年	1-17	160,100円
32歳	10年	8年	2-9	207,900円
57歳	35年	28年	3-45	302,200円

- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
- 扶養手当・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等
  - 住居手当・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
  - 通勤手当・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
  - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・俸給等の約2.2か月分（平成31年度実績）  
※9月1日採用の場合は、2.2か月分よりも  
一定程度減額されて支給となります。  
12月に支給